

## 舞鶴市開発行為に関する施工基準

平成 19 年 12 月 1 日

平成 28 年 3 月 31 日改正

(趣旨)

- 第 1 条 この舞鶴市開発行為に関する施工基準(以下「施工基準」という。)は、舞鶴市開発行為に関する要綱(以下「要綱」という。)に規定する施工基準に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この施工基準に定めがない事項については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、その他の関係法令、舞鶴市下水道条例、舞鶴市水道事業給水条例等の定めるところによる。

(造成計画に必要な調査)

- 第 2 条 事業者は事業計画の作成にあたり、地形、地質構造、土質、環境、土地利用の状況等について、必要な調査を行い、開発区域及び関連区域(必要に応じその周辺区域を含む。)の状況を十分に把握するものとする。
- 2 前項の規定により調査すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 基本的な調査事項
- (ア) 市街化区域、市街化調整区域の区分及び用途地域の確認
  - (イ) 都市計画施設(道路、公園、緑地等)の区域及び土地区画整理事業、地区計画等の施行地区の調査
  - (ウ) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)関係についての調査
  - (エ) 文化財及び埋蔵文化財の調査
  - (オ) 地すべり地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の調査
  - (カ) 地質、地盤の調査及び土地利用状況の調査
  - (キ) 既設がけ面の崩壊、危険性等の調査
  - (ク) その他必要と思われる調査
- (2) 公共施設等に関する調査事項
- (ア) 道路(国道、府道、市道、里道等)の位置、幅員、形状等の調査
  - (イ) 排水施設(河川、水路等)の位置、規模、構造、能力の調査及び流末、放流先の調査

- (ウ) 公園の位置、規模等の調査
- (エ) 下水道の調査
- (オ) 消防水利の調査
- (カ) 上水道の調査
- (キ) 道路、河川、水路等の境界確定状況の調査

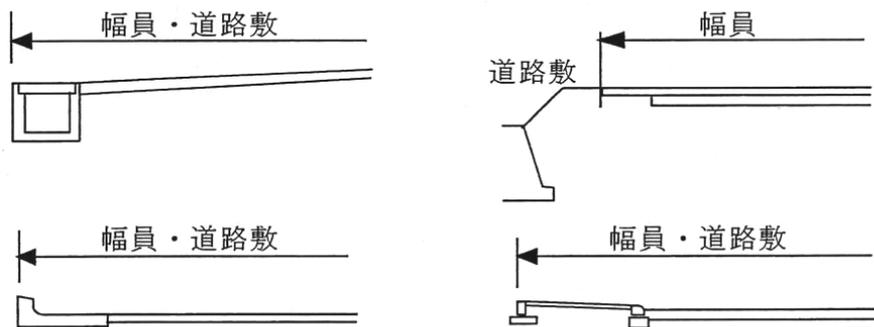
(宅地)

第3条 区画が路地状部分のみで道路に接する場合は、その路地状部分の幅は、以下の数値以上とする。

路地状部の長さ	幅
20m以内のとき	2m
20mをこえ 35m以内のとき	3m
35mをこえるとき	4m

(道路幅員)

第4条 道路幅員のとり方は、以下のとおりとする。



(道路の横断勾配)

第5条 道路の横断勾配は、次表に掲げる数値を標準とする。ただし、片勾配を付する場合はこの限りでない。

路面の種類	勾配
アスファルトコンクリート舗装、 セメントコンクリート舗装	1.5% ~ 2.0%
歩道等	1.0%

(道路の縦断勾配)

第6条 道路の縦断勾配は、8%以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12%以下とすることができる。この場合において、小区間とは、30m以内とする。

2 縦断勾配が8%以上となる場合は、すべり止めの措置をした舗装を施工するものとする。

(道路の交差)

第7条 道路の平面交差は、直角又は直角に近い角度とする。

2 道路の平面交差には、道路幅員に応じ次表に掲げる長さ(すみ切り長)以上のすみ切りを設けるものとする。

道路の幅員	4m以上 6m未満	6m以上 9m未満	9m以上 11m未満	11m以上
4m以上 6m未満	4m 3m 2m	4m 3m 2m	4m 3m 2m	4m 3m 2m
6m以上 9m未満	4m 3m 2m	5m 4m 3m	5m 4m 3m	5m 4m 3m
9m以上 11m未満	4m 3m 2m	5m 4m 3m	6m 5m 4m	6m 5m 4m
11m以上	4m 3m 2m	5m 4m 3m	6m 5m 4m	8m 6m 5m

※ 上段： $\theta \leq 60$  度

中段： $60 \text{ 度} < \theta < 120$  度

下段： $\theta \geq 120$  度

$\theta$  : 交差角度

3 交通量が多い道路と接続する場合のすみ切りについては、その都度協議の上、定めるものとする。

(舗装構造)

第 8 条 道路の舗装は、アスファルト舗装を原則とし、次の各号の規定にしたがって設計するものとする。

- (1) 設計に当たっては、現場採取土による CBR 試験の結果を基に行うものとする。また、事前協議書にその報告書を添付すること。
- (2) 設計に当たっては、CBR が 3 未満の路床は改良すること。
- (3) アスファルト舗装の等値換算合計厚 (TA) は交通量区分 N3 (信頼度 90%) を標準とし、路床土の設計 CBR により、次表に掲げる数値以上とする。ただし、大型車の通行等交通量が多い場合は別途協議すること。

項目	設計 CBR 3	設計 CBR 4	設計 CBR 6	設計 CBR 8	設計 CBR 12
合計厚 (TA)	15	14	12	11	11

- (4) アスファルト舗装の構造基準は、次表に掲げる数値を標準とする。

単位 : cm

項目	設計 CBR 3	設計 CBR 4	設計 CBR 6	設計 CBR 8	設計 CBR 12
表層 (アスファルト)	5	5	5	5	5
上層路盤 (粒調碎石)	15	15	10	10	10
下層路盤 (クラッシャー)	20	15	15	10	10
合計厚	40	35	30	25	25

※ アスファルト : 加熱混合アスファルト

粒調碎石 : 粒度調整碎石 (修正 CBR  $\geq 80$ )

クラッシャー : クラッシャー (修正 CBR  $\geq 30$ )

- 2 前項に定めるほか、舗装厚及び構造は、「舗装設計便覧」及び道路管理者の指導により設計し、施工するものとする。
- 3 道路の縦断勾配が急な区間 (8%以上 12%以下)、その他必要と認められる区間では、道路の舗装は、セメントコンクリート舗装とすることができる。
- 4 歩道の舗装構造は、「舗装設計便覧」及び道路管理者の指導により設計し、施工するものとする。
- 5 既存の道路を拡幅する場合の舗装構造は、既存の構造以上で施工するものとする。

(安全施設等の設置)

第9条 次の各号のいずれかに該当する箇所には、道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)第31条、道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第44号)第32条及び舞鶴市道の構造の基準に関する条例第32条に規定する交通安全施設を設置するものとする。この場合において、道路の構造、機能等を勘案して必要と認めるときは、道路幅員に加えて当該安全施設等の設置に必要な幅員を道路幅員として確保するものとする。

- (1) 道路のがけ面又は河川、鉄道等に接している箇所
- (2) 道路の屈曲している箇所
- (3) 歩行者、通行車両及び住民の安全のために必要とされる箇所

(歩道の切り下げ)

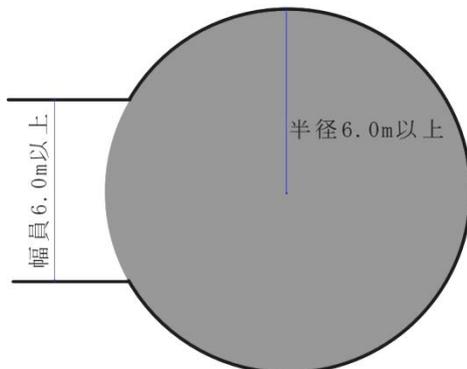
第10条 歩道に車両の乗入れ施設を設ける場合は、管理者と協議するものとする。

2 歩道の切り下げについては、京都府福祉のまちづくり条例(平成7年3月14日京都府条例第8号)及び舞鶴市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に準拠するものとする。

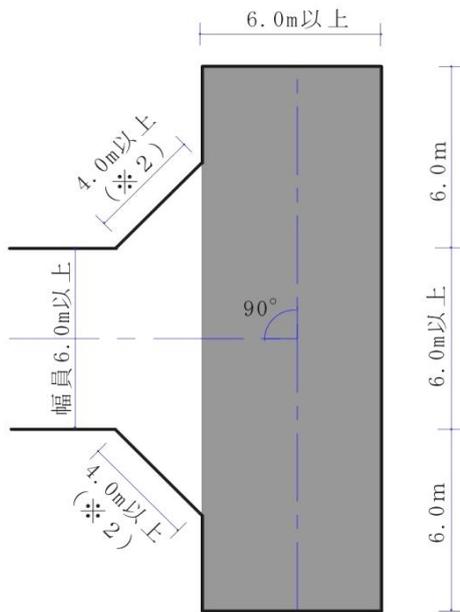
(袋路状道路)

第11条 袋路状道路を設置する場合は、道路の終端に次に掲げる形状の転回広場を設けるものとする。なお、転回広場を含む袋路状道路の延長が70mを超える場合は、有効幅員1.5m以上の避難通路を転回広場から避難に支障のない箇所まで設けるものとする。

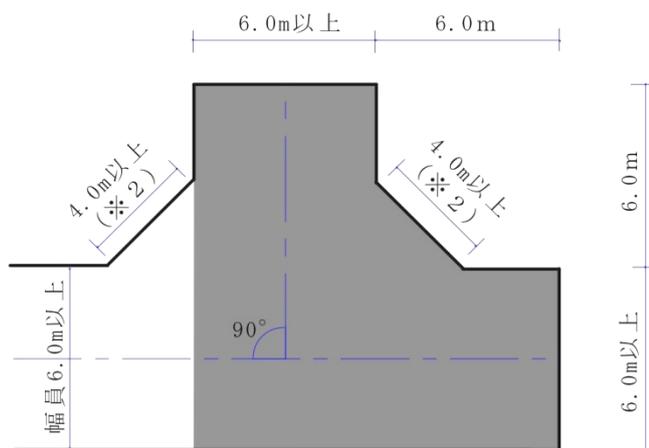
7 円形(※1)



イ T字形



ウ ト字形



- ※1 円弧及び円に外接する直線で構成される形状又は円に外接する直線のみで構成される形状は可。
- ※2 第7条に掲げる「すみ切り」の基準に適合するようにすること。
- ※3 避難通路は、その全幅員が直接網掛け部分に接続するように設けること。

(道路構造物)

第12条 道路の築造に伴い擁壁等の構造物が必要な場合は、コンクリート、鉄筋コンクリート、練石等の永久構造物で施工するものとする。

(道路の境界)

第13条 道路用地の境界を明示することが必要な箇所には、本市規格の境界プレート等を設置するものとする。なお、設置にあたっては、管理者と協議するものとする。

(道路施設等の材料)

第14条 道路施設等に使用するコンクリート二次製品等は、管理者等の承諾を得たものを使用するものとする。

(区域外排水施設との接続)

第15条 区域内に設置する排水施設の放流先は、河川その他公共の用に供する排水施設に接続するものとする。

- 2 放流先については、管理者と協議のうえ決定するものとする。
- 3 放流先が未整備である場合は、改修等について管理者と協議の上、その指示を受けるものとする。
- 4 農業用水路に接続する場合は、管理者と協議の上、必要に応じて同意又は、許可を得るものとする。

(排水施設等の設計)

第16条 側溝や水路等小規模な排水施設等を設計するに当たっては、この施工基準に定めるもののほか、「道路土工要綱」、「道路土工 盛土工指針」、「道路土工 切土工・斜面安定工指針」及び管理者の指示に従うものとする。

(計画雨水量)

第17条 開発区域の計画雨水量は、次に掲げる数式及び数値を用いて算定するものとする。

$$Q = 1/360 \times C \times I \times A \times G$$

Q : 計画流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流出係数 0.8

I : 降雨強度 (mm/h) 90mm/h

A : 集水面積 (ha)

G : 土砂混入率 (1+0.1) ただし傾斜地のみ

(排水施設の流下量)

第 18 条 側溝等の計画流出量に基づく計画流下量は、次に掲げる Manning 公式及び数値により算定するものとする。

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q = A \times V$$

V : 平均流速 (m/sec)

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 勾配

Q : 計画流下量 (m<sup>3</sup>/sec)

A : 通水断面積 (m<sup>2</sup>)

2 粗度係数は、次の表に掲げる数値を基準とする。

排水施設等の状況	粗度係数
カルバート(現場打ちコンクリート)	0.015
カルバート(コンクリート二次製品)	0.013
鉄筋コンクリート管	0.013
側溝	0.015
コンクリート護岸で河床コンクリート張り	0.0225
ブロック護岸で河床コンクリート張り	0.025
護岸工施行	0.030

3 その他必要なものは、別途協議するものとする。

(排水施設等の流速及び勾配)

第 19 条 側溝等の流速は、毎秒 0.6m 以上 3.0m の範囲で定めるものとする。

2 雨水管渠にあつては、毎秒 0.8m 以上 2.5m の範囲で定めるものとする。

3 道路側溝の勾配は、0.5% 以上とする。

4 前各項について、市長がやむを得ないと認めるときは、別途協議するものとする。

(排水施設等の断面)

第 20 条 側溝等の断面は、第 18 条で算定された通水断面に対して 20% 以上の余裕をとるものとする。

2 側溝等の最少断面は、次の各号の基準を満たすものとする。ただし、極端に排水量が小さい場合は、別途協議するものとする。

- (1) U型道路側溝、U型道路横断溝の断面(有効断面)は、縦横 30cm 以上とする。
- (2) 集水桝の断面は、接続する排水溝の断面より幅を 10cm 以上大きなものとし、最少断面(内幅)は、幅 40cm 以上とする。
- (3) 暗渠の断面(有効断面)は、ボックスカルバート等においては、縦横 30cm 以上とし、管渠においては、 $\phi$ 300mm 以上とする。

(排水施設等の材料)

第 21 条 排水施設等に使用するコンクリート二次製品等は、管理者等の承諾を得たものを使用するものとする。

(消防水利)

第 22 条 消防水利の構造は、次のとおりとする。

- (1) 防火水槽及び耐震性貯水槽は、消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成 14 年消防消第 69 号)に基づくものとする。
- (2) 消火栓は、日本水道協会の規格品(JWWA B103)とし、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成 4 年自治省令第 2 号)に定める呼称 65mm の差込式金具を使用するものとする。

(軟弱地盤)

第 23 条 開発区域の地盤が軟弱である場合は、地盤の沈下並びに開発区域外の地盤の沈下、隆起が生じないように、土の置き換え、水抜きその他の措置を講じるものとする。

(法面上部の措置)

第 24 条 開発行為によってがけが生じる場合は、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとるものとする。

(切土)

第 25 条 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じるものとする。

- 2 次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定するものとする。
  - (1) のり面が特に大きい場合
  - (2) のり面が、割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、堆積土等である場合
  - (3) のり面に湧水等が多い場合
  - (4) のり面及びがけの上端面に雨水が浸透しやすい場合
- 3 のり面が大きい場合は、のり高 5m 程度ごとに幅 1~2m の小段を設けるものとする。

(盛土)

- 第 26 条 盛土をする場合において、盛土に雨水その他の地表水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置を講じるものとする。
- 2 盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として 30 度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定するものとする。
    - (1) のり面が特に大きい場合
    - (2) 盛土が地山からの湧水の影響を受けやすい場合
    - (3) 盛土箇所の地盤が不安定な場合
    - (4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
    - (5) 腹付け盛土となる場合
  - 3 著しく傾斜している土地において盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように、段切りその他の措置を講じるものとする。
    - (1) 腹付け盛土を行う場合には、地盤の表土を除去するとともに、段切りを行うこととし、段切りの寸法は、地盤が岩である場合も含め、高さ 50cm、幅 1m 以上とすること。
  - 4 のり面が大きい場合は、のり高 5m 程度ごとに幅 1~2m の小段を設けるものとする。
  - 5 盛土のり面と水路等の構造物との間には、30cm 以上の水平区間を設けるものとする。

(がけ面の保護)

- 第 27 条 がけ面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹き付けその他の措置を講じるものとする。

2 切土をした土地の部分に生じる高さが 2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが 1mをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生じる高さが 2mをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおうものとする。ただし、切土をした土地の部分に生じることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号に該当するもののがけ面については、この限りでない。

(1) 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの。

土 質	軟 岩 (風化の著しい ものを除く)	風化の著しい 岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60 度	40 度	35 度
擁壁を要する勾配の下限	80 度	50 度	45 度

(2) 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離 5m以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

3 前項の規定の適用については、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとしてみなすものとする。

(擁壁の設置)

第 28 条 擁壁の設置にあたっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次の(ア)から(イ)までに該当することが確かめられたものであること。

(ア) 土圧、水圧、自重及び建築物若しくは積雪等の積載荷重(以下この号において「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(ウ) 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

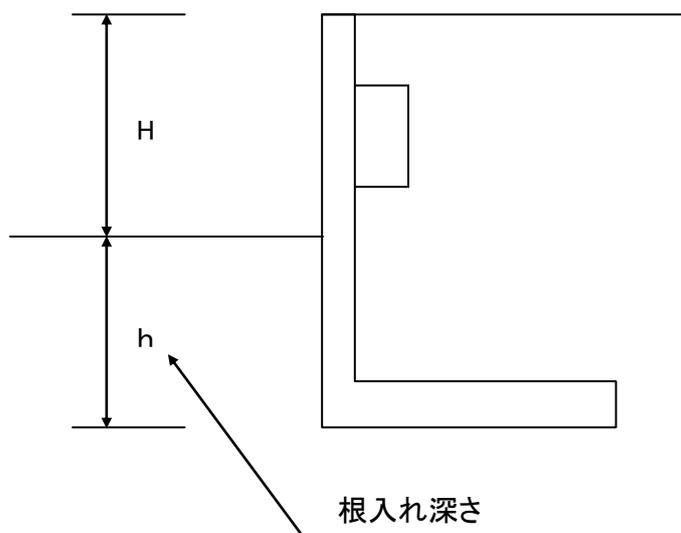
- (2) 高さ 2m以上の石積み又はコンクリートブロック積み擁壁は練積造りとし、高さ 5mをこえないこと。この場合の石材及びコンクリートブロックは軽量軟質のものを使用しないこと。
- (3) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。
- (4) その他、「第二次改訂版 宅地防災マニュアルの解説」によること。

(擁壁の根入れ)

第 29 条 擁壁等の根入れについては、以下のとおりとする。ただし、地形の条件により市長がやむを得ないと認めるときは、別途協議するものとする。

- (1) 一般擁壁の場合は、図 1 のとおりとする。ただし、のり下部の土地が耕作地である場合は、根入れ深さは、 $(h + 30\text{cm})$ とする。

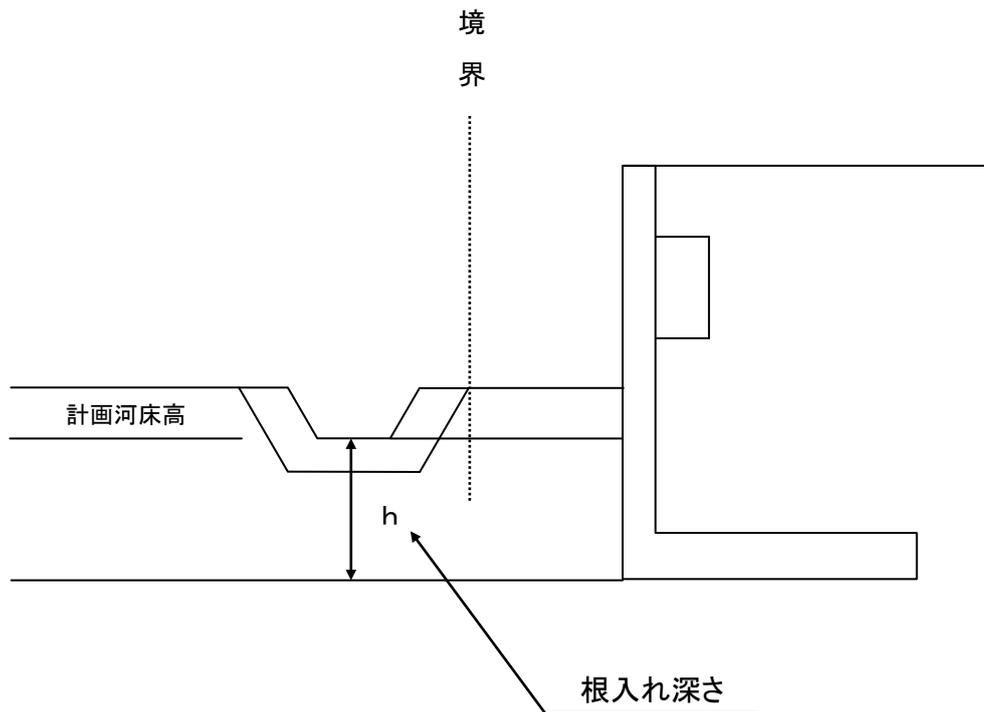
図 1



土 質		根入れ深さ (h)
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂	35cm 以上かつ擁壁高さ (H) の 15/100 以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	
第三種	その他の土質	45cm 以上かつ擁壁高さ (H) の 20/100 以上

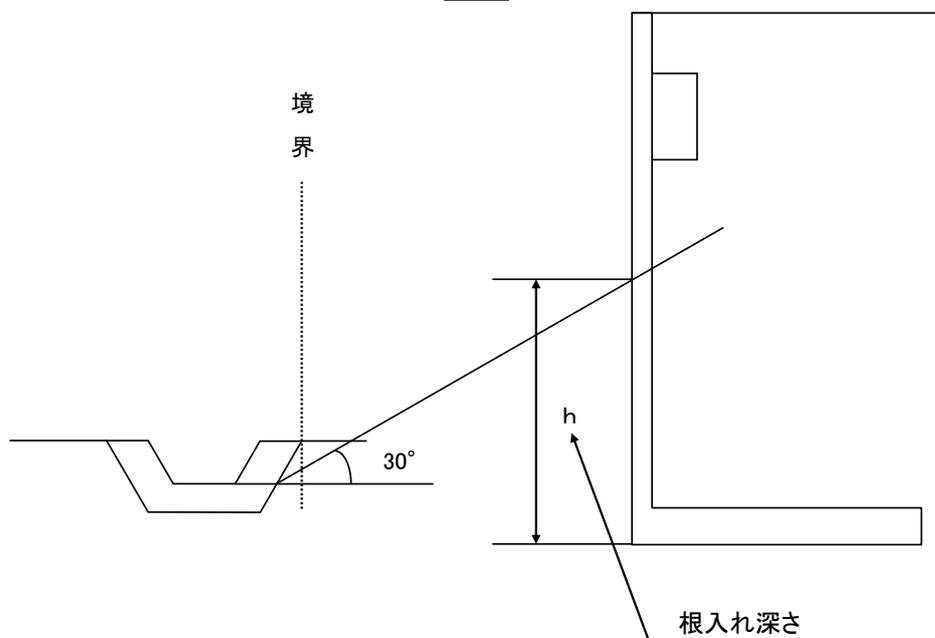
(2) 水路、河川(内幅又は深さが 0.5m以上)に接している場合は、図 2 のとおりとする。

図 2



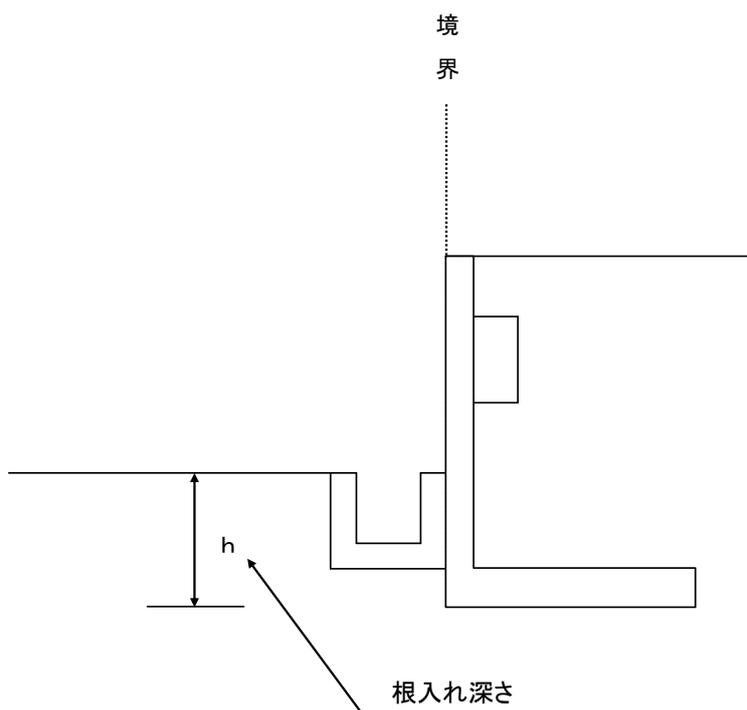
- (3) 水路と擁壁が離れて設置される場合は、水路外壁で水路底の位置から 30 度勾配で引いた線と擁壁前面との交点を通る線を地盤面とし、その地盤面から図 3 のとおり根入れ深さを確保するものとする。また、将来計画がある場合は、その高さ(計画河床高)から確保するものとする。

図 3



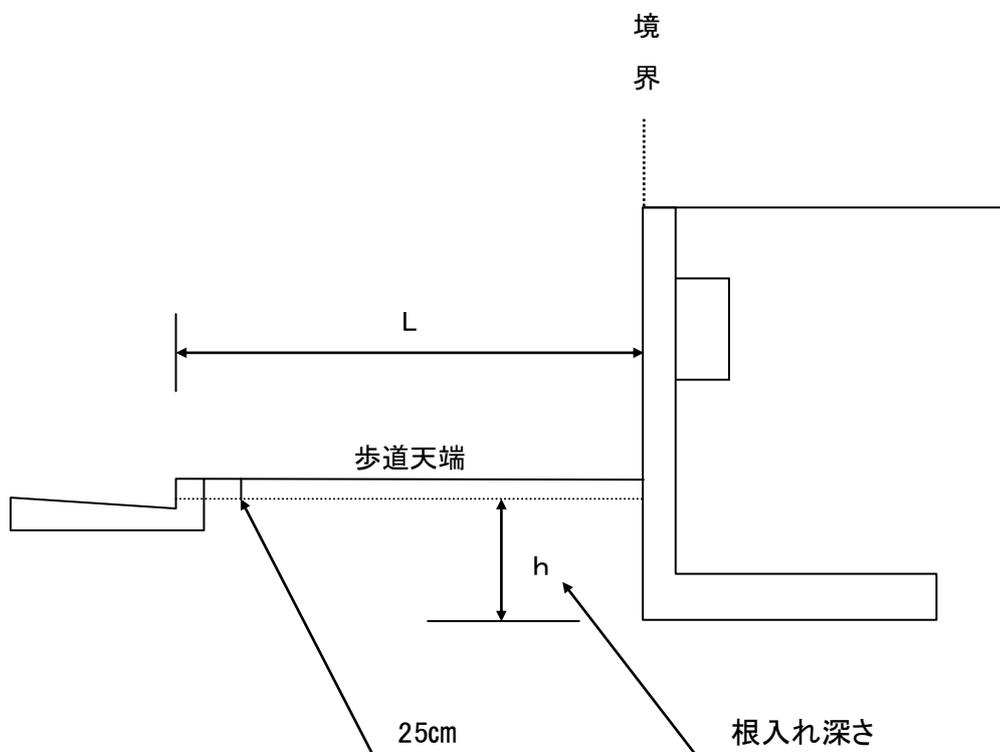
- (4) 擁壁前面にU字型側溝(内幅かつ深さが 0.5m未満)を設ける場合は、図 4 のとおりとする。

図 4



- (5) 擁壁前面にL字型側溝を設ける場合で、街渠(L)1.5m以内かつ歩車道境界ブロック高さ25cm以上の場合は、図5のとおりとする。

図 5



附 則(平成 28 年 3 月 31 日)  
この施工基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。